

秋田県告示第8号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

令和6年1月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 秋田県環境と文化のむら

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市山王5丁目13番3号

むつみ造園土木株式会社

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター

(1) 指定管理者の住所及び名称

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

仙北市

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで